

ウクライナ和平実現の具体的提案

私たち9条連は、2022年2月24日、ロシアがウクライナへ軍事侵攻して以来一貫して早期の停戦の実現と、双方の市民、兵士の如何を問わず人々の犠牲を一刻も早く食い止めるべきであると訴えてきました。

そして、9条連ニュース3月号巻頭言の浅井基文共同代表の提案を基本に、日本政府は憲法前文および第9条に基づき、国際社会に提言すべきであると主張します。

○現状凍結の停戦協定締結：ロシア占領地域の扱いは今後の課題とする。

参考先例：朝鮮戦争休戦協定。

○ウクライナの中立と安全を保障する国際条約締結及び国連安保理決議による担保。

参考先例：1955年のオーストリア国家条約。

○ウクライナ復興のための国際協力の組織化：膨大な戦争被害の回復には国際社会挙げての協力が不可欠。

参考先例：1947年のマーシャル・プラン。

○ロシアの安全（セキュリティ）を保障する国際条約締結：ロシアの安全を犠牲にするアプローチでは欧州の恒久的平和は実現できない。この趣旨を体する「安全保障の不可分」原則を多国間条約で法文化する。

参考先例：1975年CSCEヘルシンキ宣言、1999年OSCEイスタンブール宣言、2010年OSCEアスタナ宣言。

かかる包括的な国際的取組の成功例として1919年の第一次世界大戦パリ講和会議があることを想起するべきである。

以 上

2023年5月26日

憲法9条—世界へ未来へ連絡会